

役員報酬及び旅費等に関する規程

社会福祉法人 岡山愛育会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡山愛育会（以下「法人」という）の役員の報酬及び旅費等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は役員に適用し、職員の国籍、信条、社会的身分、性別を理由として報酬その他の労働条件について差別的取り扱いをしない。

2 職員を兼務する役員については、適用除外とする。

3 役員の職業（公務員等）によっては、兼業の禁止規定等の理由により、報酬を支払うことがふさわしくない場合は、適用除外とする。

(理事会への出席報酬等)

第4条 役員が理事会、評議員会等に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、規程の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長及び役員の報酬等)

第5条 理事長が、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び日当、旅費・交通費を支払うことができる。なお、理事会、評議員会等への出席報酬等は支払わない。

2 理事長が自宅外で業務を行う場合は、別表2に定める日当及び旅費・交通費を支払うことができる。

3 役員が、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費・交通費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、規程の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、規程の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員（理事長を除く）が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び日当、旅費を支給することができる。

(役員報酬等の総額)

第8条 役員報酬の総額は年間300万円を上限とする。

(改廃)

第9条 この規程を改廃する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成25年10月10日に施行する。

平成26年3月24日一部改正。

平成29年6月24日一部改正。(平成29年4月1日に遡って施行する)

平成30年6月26日一部改正。

別表1 (第4条及び第6条関係)

名称	報酬(日額)	交通費
理事会出席報酬等	10,000円(+源泉所得税)	1,000円
監事業務報酬等	10,000円(+源泉所得税)	1,000円

別表2 (第5条関係)

名称	報酬(日額)	日当	旅費・交通費
理事長業務報酬等 ^{注)}	30,000円	5,000円	別表4
理事及び評議員業務報酬等	10,000円(+源泉所得税)		1,000円

注：理事長が自宅外で業務を行った場合(自宅業務分として月2日分支払うことができる)

別表3 (第7条関係)

名称	報酬(日額)	日当	旅費
役員の出張報酬	10,000円(+源泉所得税)	5,000円	別表4

別表4

区分	鉄道賃	船賃	車賃	航空賃	宿泊料	備考
支給額	運賃・料金額	2等 運賃額	実費	実費	13,000円	